

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する告示新旧対照条文

○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十年総務省告示第百五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（委託先の監督） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 個人データの再委託に関する事項</p> <p>三 七（略）</p>	<p>（委託先の監督） 第十一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二（新設）</p> <p>三 六（同上）</p>